



令和8年度の後期高齢者医療保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料（医療分）を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は、2年ごとに見直されます。

令和8年度から後期高齢者医療保険料が変わります

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(R6.6.12改正)の施行により、これまでの医療分に子ども・子育て支援金分が新たに加われました。なお、子ども・子育て支援金の保険料は、令和8年度から令和10年度にかけて毎年見直されます。

兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

医療分	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和6・7年度	52,791円	11.24%	80万円
令和8・9年度	58,427円	10.77%	85万円

子ども・子育て支援金分	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和8年度	1,351円	0.24%	2万1千円

※子ども・子育て支援金分は、毎年度金額が変わります。

令和8年度保険料の計算方法（兵庫県）

年間の保険料は被保険者一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。（医療分と子ども・子育て支援金分は合わせて徴収されます。）

（医療分）

均等割額	+	所得割額	=	保険料額（年額）
58,427円		(総所得金額等 ^(※1) - 43万円) × 所得割率10.77%		(上限85万円)

（子ども・子育て支援金分）

均等割額	+	所得割額	=	保険料額（年額）
1,351円		(総所得金額等 ^(※1) - 43万円) × 所得割率0.24%		(上限2万1千円)

（※1）総所得金額等とは、収入額から公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費を引いた金額です。ただし、所得控除額（社会保険料控除額、扶養控除額等）は含みません。

保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

所得の低い方の軽減（令和8年度）

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の令和7年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者+世帯主）が次の基準額以下の世帯	軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額（43万円）+10万円 ×（年金・給与所得者数-1）	7.2割 医療分 16,359円 7割 子ども・子育て支援金分 405円
基礎控除額（43万円）+31万円×被保険者数+10万円 ×（年金・給与所得者数-1）	5割 医療分 29,213円 子ども・子育て支援金分 675円
基礎控除額（43万円）+57万円×被保険者数+10万円 ×（年金・給与所得者数-1）	2割 医療分 46,741円 子ども・子育て支援金分 1,080円

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、医療分の年額が29,213円、子ども・子育て支援金分の年額が675円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

▶ 国保医療年金課（☎64・3240）、📍地域振興課（☎75・0253）、📍地域振興課（☎72・2523）
📍地域振興課（☎322・1451）、兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター）（☎078・326・2021）



忘れていませんか？

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続き

子どもが生まれたとき、引っ越しをするとき、婚姻・離婚等で保護者が変更になるとき、児童と別居することになったとき等は、速やかに届出をしてください。

届出を忘れると、本来受けることができる手当が受けられなくなることがあります。

なお、児童手当については、会社員から公務員に転職した場合、消滅届を提出しないと手当が二重支給となり、後日返還が生じますのでご注意ください。

児童手当

対象者 児童を養育している保護者（2人以上いる場合は所得が高い方）

支給期間 児童が18歳になった後の最初の3月31日まで

手当額（月額） **児童手当** 【3歳未満】15,000円 【3歳以上～高校生年代】10,000円（第3子以降）30,000円
※「第3子以降」とは、養育している大学生年代以下（22歳になった後の最初の3月31日まで）の子のうち、年長者から順に数え、3番目以降になる子

児童扶養手当

対象者 父または母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者等

支給期間 ①または②の期間

- ①児童が18歳になった後の最初の3月31日まで
- ②心身に中度以上の障害がある児童が20歳になる前まで

手当額（月額） 令和8年4月分から改定
48,050円～11,340円（対象児童が1人の場合）
※所得制限限度額を超える場合は、手当が支給されなくなります。

特別児童扶養手当

対象者 身体または精神に障害がある児童を養育している保護者

支給期間 児童が20歳になる前まで

手当額（月額） 令和8年4月分から改定
【1級】58,450円 【2級】38,930円

その他

手当を受給中の方で、児童の障害の程度が重くなった場合等は届出が必要です。療育手帳Aおよび身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの方は、診断書の必要なく該当する場合がありますので、担当課までお問い合わせください。

※所得制限限度額を超える場合は、手当が支給されなくなります。

▶ 児童福祉課（☎64・3153、64・3220）、📍地域振興課（☎75・0255）、📍地域振興課（☎72・2523）
📍地域振興課（☎322・1451）



ご存知ですか？ 障害のある方等への手当について

障害者（児）またはその介護者の方に次の手当を支給しています。

▶ 地域福祉課（☎64・3204）

障害者福祉金

対象者 市内に1年以上住所を有し、次の障害者手帳をお持ちの方（障害関係施設入所者は、市が援護している方に限る）

支給額

- ・月額3,000円（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）
 - ・月額1,500円（身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定、精神障害者保健福祉手帳2級所持者）
 - ・月額750円（身体障害者手帳4級、療育手帳B2判定所持者）
- ※申請月の翌月分から支給します。

支給月 8月、2月

特別障害者手当

対象者 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方

※社会福祉施設に入所している場合等、対象とならない場合があります。

支給額 月額30,450円（令和8年4月分から改定）

支給月 5月、8月、11月、2月

重度心身障害者介護手当

対象者 65歳未満の障害者で、居宅で6カ月以上常時寝たきりまたはこれと同様の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする重度の心身障害者を介護する方

※障害者が過去1年間に自立支援給付サービス（自立支援医療費、補装具費の支給を除く）を受けている場合や、市町村民税課税世帯の場合等、対象にならない場合があります。

支給額 年額10万円 **支給月** 2月

※1月から12月までの手当を翌年2月に支給します。

障害児福祉手当

対象者 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方

※社会福祉施設に入所している場合等、対象にならない場合があります。

支給額 月額16,560円（令和8年4月分から改定）

支給月 5月、8月、11月、2月